

平成26年本宮市教育委員会8月定例会会議録

- 1 日 時 平成26年8月21日(木) 午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 本宮市役所 3階 大会議室
- 3 出席委員
- |               |         |
|---------------|---------|
| 委 員 長 (1番)    | 仲 川 清   |
| 委員長職務代理者 (2番) | 谷 明 子   |
| 委 員 (3番)      | 渡 辺 俊 之 |
| 委 員 (4番)      | 古 宮 博 文 |
| 教 育 長 (5番)    | 原 瀬 久美子 |
- 4 出席職員
- |                |       |
|----------------|-------|
| 教育部長           | 国分 忠一 |
| 次長兼教育総務課長      | 後藤 章  |
| 次長兼生涯学習センター長   | 溝井 正弘 |
| 次長兼第一保育所長      | 猪股 照子 |
| 幼保学校課長         | 渡辺 裕美 |
| 参事兼管理主事兼指導主事   | 鈴木 康雄 |
| 幼保教育係長         | 小木 浩  |
| (書記) 教育総務課課長補佐 | 渡辺 和義 |
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- |        |   |
|--------|---|
| 議案第23号 | 平成25年度教育委員会所管の本宮市一般会計歳入歳出決算について               |
| 議案第24号 | 平成26年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第5号)について            |
| 議案第25号 | 本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運用に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第26号 | 本宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について         |
| 議案第27号 | 本宮市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付基準の一部を改正する告示の制定について     |
| 報告第1号  | 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)制度を活用した文教施設等遊具更新事業について   |
| 報告第2号  | 平成26年度本宮市小学校鼓笛隊パレードについて                       |
| 報告第3号  | ALTプロフィールについて                                 |
| 報告第4号  | 平成26年度要保護・準要保護児童生徒の認定状況について                   |
| 報告第5号  | 平成26年度幼保芸術鑑賞教室の開催について                         |
| 報告第6号  | 第2回もとみやかるた大会について                              |

報告第 7 号 上尾市との家庭婦人バレーボール交流事業について

報告第 8 号 上尾市との社会人野球交流事業について

## 7 審議経過

【午後 1 時 30 分開会】

◇委員長 ただいまから、教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

資料配付された議案のほかに協議事項が 1 件ありますので、資料はありませんが、口頭で提案いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

◇

### ◎会議録署名委員の指名

◇委員長 今回の会議録署名委員は、2 番委員と 3 番委員にお願いいたします。

---

◇

### ◎教育長諸報告

◇委員長 それでは、教育長からの諸報告をお願いいたします。

◇教育長 それでは、諸報告の 1 つ目ですが、子ども・子育て支援法施行に伴う対応についてです。

本日の定例会に本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運用に関する基準を定める条例の制定についてと、本宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び本宮市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付基準の一部を改正する告示の制定についての 3 件の議案を提出させていただきます。いずれも子ども・子育て支援法の施行に伴い制定するものでありますが、今後も本宮市子ども・子育て支援計画の策定と制定すべき条例が控えております。本市の就学前児童教育環境の基礎となります本宮市子ども・子育て支援計画につきましては、本宮市子ども・子育て会議において審議をいただくこととなりますが、並行しまして、教育委員の皆様方からご意見を伺いさせていただくものです。

ようやくニーズ調査がまとまりましたので、今後、施設整備、職員配置及び保育料等につきまして市長部局と協議していくものですが、並行して委員の皆様方からご意見を伺ってまいりたいと思います。

さらに、制定すべき条例につきまして、まとめ次第、逐次提案させていただきたく思います。

以上です。

◇委員長 そのほかの項目。

◇教育長 そのほかにつきましては会議等の出席報告になります。

よろしくお願ひします。

◇委員長 それでは、今の報告の中で質問か何かありますか。

前に進んでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

### ◎議案第 23 号 平成 25 年度教育委員会所管の本宮市一般会計歳入歳出決算について

◇委員長 それでは、議案第 23 号 平成 25 年度教育委員会所管の本宮市一般会計歳入歳出決算についての説明をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第23号を朗読]

◇委員長 はい、どうぞ。

◇教育総務課長 それでは、平成25年度の決算概要につきまして教育総務課より順にご説明を申し上げます。

なお、説明は決算書に基づき、歳出の主な内容についてのみご説明させていただき、詳細につきましては成果報告書をごらんいただきますようお願いいたします。

それでは、別冊の議案第23号資料、一般会計歳入歳出決算書をごらん願いたいと思います。

ページ数は170、171ページとなります。

3款民生費、備考欄1の放射能対策費でございます。このうち教育総務課が所管いたしました内容は、白沢保育所の砂場の砂の入れかえ及び本宮第二児童館とともみや幼児の家の敷地内除染を実施したものでございます。

続きまして、182、183ページをお開き願います。

2項児童福祉費、3目保育所費、備考欄3の保育所維持管理費でございます。公立保育所の維持管理に要した経費で、主な内容につきましては施設の修繕料、各種設備の保守点検費、委託料などでございます。本年2月の大雪の際に保育所敷地内の除雪を行うとともに、第一保育所のテラスが全面損壊したため、解体撤去を行いました。

続きまして、268、269ページをお開き願います。

10款の教育費でございます。備考欄1教育委員会運営費をごらん願います。教育委員会の会議につきましては、定例会及び臨時会合わせて14回開催をいたしました。また、小・中学校、幼稚園、保育所の全施設につきまして学校訪問を行い、教職員との懇談会の実施により、現状の把握と教育活動の支援に努めたところでございます。委員研修では、小中一貫教育及び小学校における英語教育の取り組みにつきまして、埼玉県八潮市と春日部市において研修を実施いたしました。

続きまして、270、271ページ、備考欄2の教育総務管理費をごらん願います。

教育委員会の所管する事務事業の点検評価及び教育振興基本計画の策定、並びに教員住宅の維持管理、教育施設等整備事業基金の管理に要した経費でございます。主な内容といたしましては、教育事務評価委員等の委員報酬、教員住宅の修繕料、教育振興基本計画の印刷製本費等でございます。

教育施設等整備事業基金につきましては、平成25年度積み立て予定額の1億円に加えまして、前倒し事業に対応するため1億4,600万円の積み増しを行いました。

続きまして、278、279ページをお開き願います。

5目放射能対策費の備考欄1放射能対策費のうち、教育総務課関係では幼稚園及び小中学校の除染及び除染後の覆土事業に要した経費でございます。学校等教育施設の除染業務委託料及び表土除去後の覆土を行うための設計委託料を支出いたしました。

続きまして、282、283ページをお開き願います。

備考欄3の学校施設維持管理費につきましては、小学校施設における安全で快適な教育環境の維持向上に要した経費でございます。学校施設の諸修繕を初め、機械警備委託料など各種の保守点検委託料等を支出したほか、本宮小学校、岩根小学校、糠沢小学校のプール漏水修繕及び塗装工事を実施いたしました。また、2月の大雪の際には小学校敷地及び通学路の除雪を行ったものでございます。

続きまして、288、289ページをごらんいただきたいと思います。

備考欄1の岩根小学校施設整備費では、新体育館の建設に要した経費でございます。新体育館建

設のため用地取得及び造成工事を行い、建築に着手いたしました。完成は平成27年2月を予定しております。

同じく備考欄2の小学校施設耐震化費は、五百川小学校の耐震化事業に要した経費でございます。平成25年度は西校舎の耐震補強改修工事を行うとともに、東校舎の実設計を行いました。

続きまして、292、293ページをお開き願います。

備考欄4学校施設維持管理費は、中学校施設の維持管理に要した経費でございます。中学校施設の諸修繕を初め警備委託料、各種の保守点検委託料等を支出いたしました。また、強風被害により本宮第一中学校の正門が破損したための門扉の修繕工事及び本宮第二中学校のプール補修工事を実施いたしました。

続きまして、296、297ページをお開き願います。

備考欄1本宮第一中学校施設整備費では、校舎と体育館をつなぐ連絡通路の整備に要した経費でございます。

同じく備考欄2の中学校施設耐震化費は、白沢中学校校舎の耐震改修工事及び本宮第一中学校北校舎の耐震改修工事の実設計に要した経費でございます。

同じく備考欄3の本宮第二中学校施設整備費は、技術室の新築復旧に要した経費でございます。

続きまして、300、301ページをお開き願います。

備考欄5の幼稚園施設維持管理費でございます。主な内容につきましては、施設の諸修繕、警備委託料、各種の保守点検委託料となっております。幼稚園施設につきましても2月の大雪の際に、敷地内の除雪を実施したところでございます。

続きまして、344、345ページをお開き願います。

6項保健体育費、2目体育施設費、備考欄14、子ども屋外プール施設整備費でございます。昨年度創設されました子ども元気復活交付金により、本宮まゆみ小学校の敷地内への子ども屋外プール整備に要した経費でございます。平成25年度は実設計を行い、建設工事に着手いたしました。プールの完成は平成27年3月を予定しております。

続きまして、352、353ページをお開き願います。

11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費の備考欄1中学校災害復旧費（過年）でございます。東日本大震災で被災した本宮第二中学校の復旧に要した経費でございます。校舎建設工事費及び外構工事費等を支出いたしました。

同じく備考欄2中学校災害復旧費（現年）につきましては、東日本大震災で被災した白沢中学校グラウンドのり面の復旧に要した経費でございます。

続きまして、354、355ページをお開き願います。

備考欄一番上の4、小学校災害復旧費（現年）につきましては、昨年の8.5豪雨災害の復旧に要した経費でございます。糠沢小学校プールへ流入した土砂の撤去及び和田小学校のり面からの流失土砂の撤去を行いました。

同じページになります。備考欄の一番下でございます、3、児童福祉施設災害復旧費（現年）は、白沢保育所のり面の災害復旧に要した経費でございます。東日本大震災により崩落した白沢保育所のり面復旧につきましては昨年5月に復旧工事が完了いたしました。8.5の豪雨により復旧完了箇所南側のり面が新たに崩落したため、流失土砂の撤去を行ったものでございます。

以上、教育総務課が所管いたしました主な内容の説明とさせていただきます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、幼保学校課が所管いたします平成25年度の決算の主な内容について説明させていただきたいと思います。

ページですが、決算書の170、171ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、7目放射能対策費の備考欄1の放射能対策費、1)の保育所給食放射性物質検査事業でございますが、食の安全・安心のために、市内5つの保育所の給食を五百川幼保総合施設に集めて4台の検査機器で検査をしている費用でございます。

次に、決算書の176、177ページをごらんいただきたいと思います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の備考欄5地域子育て支援費、2)の地域子育て支援拠点事業(センター型)でございますが、これは五百川幼保総合施設の中に地域子育て支援センターを開設いたしまして子育て世帯の支援を行っているもので、平成25年度は親子合わせて延べ1,269人の方が利用しております。

同ページの備考欄6の放課後児童健全育成費でございますが、これは市内7つの放課後児童クラブの運営費を社会福祉協議会に委託しているものでございます。

次に、決算書の180、181ページの3目保育所費の備考欄2保育所運営費でございますが、市内5カ所の保育所の運営を行っております。主な経費は臨時職員の賃金、それから、保育料収納事務の委託料となっております。

次に、184、185ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄の4特別保育費でございますが、一時保育、延長保育、障がい児保育事業を実施することにより保護者の負担軽減を図っております。主な経費としましては臨時職員の人件費、それから、給食の賄い材料費となっております。

同ページの備考欄5民間保育所・保育園育成費でございますが、民間保育所、認可外保育所の健全な運営のための補助となっております。それから、多子世帯の方に対する負担軽減を図るための補助を行っているものでございます。

同ページの4目児童福祉施設費、備考欄1児童福祉施設管理運営費の第1・第2児童館運営事業でございますが、2)第1児童館につきましては、社会福祉協議会で設置して管理運営を行っております。第2児童館については、市が設置して指定管理者として社会福祉協議会に運営を委託しております。

続きまして、272ページ、273ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、2目教育総務管理費の備考欄4の通園通学支援費でございますが、白沢地区の幼稚園児及び小中学生を対象に通園通学バスの運行をしてございます。また、本宮二中と白沢中の生徒に対して自転車用のヘルメットを配布している経費でございます。

次に、274ページと275ページの備考欄5の篤志奨学基金費でございますが、平成25年度より給付を開始しており、25年度につきましては4名の方に給付をいたしました。

同ページの備考欄6の東日本大震災対策費の1)東日本大震災対策事業でございますが、被災児童生徒の支援費としまして、市内の住宅で半壊以上の被害を受けた児童生徒に対しまして学用品や給食費の支援を行っております。また、浜通りから避難している児童生徒に対しても同じように学用品、それから、給食費の支援を行っているものでございます。

次に、決算書の276ページ、277ページ、3目学校教育費の備考欄2の学力向上対策費でございますが、学力検査、それから知能検査や学力向上に向けた教職員の研修を実施しているものでございます。

同ページの備考欄3外国語指導助手招致費でございますが、中学校を単位として英語指導助手を招致しております。人件費や住宅借上料などの決算でございます。

次に、同ページになりますが、学校教育支援費でございますが、登校が困難な児童生徒に対しまして適応指導やカウンセリングを行っているものでございます。臨時のスクールソーシャルワーカーを配置しております費用となっております。

次に、決算書の278ページ、279ページ、備考欄の5キャリア教育推進事業でございますが、児童生徒がみずからの将来像を考える一助とするために講演会、それから、体験活動を行ったものでございます。

同ページの5目放射能対策費の備考欄1の放射能対策費の1)学校給食放射性物質検査事業と2)の体験活動推進事業でございますが、給食センターと白沢地区の自校給食の検査に係る検査の材料費、それから、臨時職員の賃金等の経費となっております。さらに、放射線に係るストレスを解消するために文化体験や自然体験事業を実施しているものでございます。

次に、決算書の286ページ、それから、287ページの2目教育振興費、備考欄1教育振興費でございますが、児童の学習を支援するために準教科書や備品購入費、それから、安達地方音楽コンクール、文集コンクールへの参加費用、それから、南達地方陸上競技大会、水泳大会に伴う経費となっております。

同ページの備考欄2の就学奨励援助費でございますが、経済的な理由により就学が困難な児童を援助するためのもので、就学援助費と特別支援教育費の補助を行っているものでございます。

要保護児童2名、それから、準要保護児童135名、それから、特別支援教育支援奨励費として22名に支給しているものでございます。

次に、294ページ、それから、295ページの2目教育振興費、備考欄1教育振興費でございますが、生徒の学習を支援するために、同じように準教科書やパソコン、それから、学校教材等を整備したり、音楽コンクールや弁論大会等の参加に係る経費となっております。

同じく296、297ページの備考欄2の就学奨励援助費でございますが、こちらも要保護児童生徒3名、それから、準要保護生徒75名に支給しているものでございます。

次に、同ページの備考欄4教育振興費でございますが、幼稚園の教材等の整備と読書週間の形成を支援するための図書購入費等となっております。

次に、決算書の302ページ、303ページの備考欄6私立幼稚園就園奨励援助費でございますが、私立幼稚園に在籍いたします園児の保護者に対して、課税状況に応じ、幼稚園を通して保育料の一部を補助しております。

同ページになりますが、備考欄7預かり保育費でございますが、家庭での育児が困難な世帯に対して、教育時間終了後に在園児を保育するもので、臨時職員の賃金、それから、委託料となっております。

次に、決算書の346ページ、347ページでございます。6項保健体育費、3目学校給食費、備考欄1学校給食費でございますが、白沢地区の小中学校4校におきましては自校方式で給食を提供しております。調理員の雇用に係る経費、それから、本宮地区につきましては大玉村と共同で設置した給食センター協議会に対する運営経費等となっております。

以上、幼保学校課が所管いたします決算の内容でございます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 続きまして、生涯学習センター関連について説明を申し上げます。

決算書304、305ページをごらんいただきたいと思います。

305ページの備考欄2教育費、社会教育費の社会教育総務費であります。これにつきましては市民の学習機会の拡充や学習情報の提供など社会教育の振興に要した経費が主な内容であります。

同じページ、備考欄3女性団体活動支援費であります。これにつきましては女性団体の円滑な事業推進のために運営費の一部を補助金として交付した経費が主な内容であります。

次に、306、307ページになります。

307ページ、備考欄4社会教育委員活動費につきましては、社会教育委員活動事業に要した経費が主であります。

同じページ、備考欄5青少年健全育成費、これにつきましては青少年育成市民会議を中心にして青少年健全育成推進大会等を開催し、青少年の健全育成に要した経費が主な内容であります。

同じページ、備考欄6成人式費であります。これは成人式に要した経費が主な内容であります。

同じページ、備考欄7体験活動・ボランティア活動支援センター費につきましては、体験活動・ボランティア活動支援センターを開設しまして、学校教育への指導者の派遣等に要した経費が主であります。

続きまして、308、309ページになります。

309ページの備考欄8放課後子ども教室推進費であります。全7小学校区の小学生を対象に、毎週1回、放課後に社会教育施設等を活用し実施しておりますゆうゆうクラブの運営事業に要した経費が主な内容であります。

同じページ、9の学校支援地域本部費であります。学校が必要とする活動について支援を行うため地域の方々を派遣する事業に要した経費が主であります。

同じページ、備考欄10住民主体のふるさとづくり推進費であります。これにつきましては白沢地区の魅力再発見地元学事業を実施したわけですが、それに要した経費が主な内容であります。

同じページ、備考欄11地域支援推進費であります。公民館が必要とします活動について支援するための事業に要した経費が主な内容であります。

次に、310、311ページをごらんいただきたいと思います。

311ページ、備考欄1番の青少年教育費から5番の家庭教育費につきましては、青少年、一般成人、あと女性、高齢者、幼児、児童を持つお母さんを対象とした事業に要した経費が主な内容であります。

備考欄6読書教育費につきましては、市民の読書活動の振興と図書利用の普及拡大を図るために要した経費が主であります。

次に、312、313ページをごらんいただきたいと思います。

313ページの備考欄1文化芸術振興費ですが、この主な内容につきましては、住民の豊かな心と創造性を培うためにすぐれた芸術文化の発表機会を提供するために要した経費が主であります。

次に、315ページの備考欄2カルチャーセンター維持管理費であります。これにつきましてはカルチャーセンターの維持管理に要した経費が主な内容であります。

同じページ、備考欄3文化スポーツ振興基金積立費であります。文化スポーツ振興基金積立金が主な内容であります。

次に、316、317ページになります。

317ページの備考欄1ふれあい文化ホール運営費であります。芸術文化の向上のため、ふれあい文化ホールでの企画展の開催、各種講座の開催に要した経費が主な内容であります。

備考欄 2 ふれあい文化ホール維持管理費であります、これにつきましてはふれあい文化ホールの維持管理に要した経費が主な内容であります。

次に、318ページ、319ページになります。

備考欄 1 中央公民館維持管理費であります、これにつきましては中央公民館の維持管理に要した経費が主な内容であります。

321ページの備考欄 2 白沢公民館維持管理費であります、これにつきましては白沢公民館の維持管理に要した経費が主な内容であります。

次に、322から325ページになりますが、図書館費になります。

325ページの備考欄 1 しらさわ夢図書館費であります、夢図書館の円滑な運営と図書館資料の充実のために要した経費が主な内容であります。

次に、備考欄 2 しらさわ夢図書館維持管理費であります、夢図書館の維持管理に要した経費が主な内容であります。

次に、326、327ページになります。

327ページの備考欄 1 文化財・史跡費であります、各種の貴重な文化遺産を保持するために要した経費が主な内容であります。

次に、329ページの備考欄 1 資料館管理運営費であります、歴史民俗資料館の維持管理に要した経費が主な内容であります。

続きまして、330ページから保健体育費になります。

330ページ、331ページをごらんいただきたいと思いますが、331ページの備考欄 2 スポーツ推進委員活動費につきましては、スポーツ推進委員活動に要した経費が主な内容であります。

備考欄 3 スポーツ振興費であります、市民競技力向上対策事業や地区公民館のスポーツ大会、各学校体育施設を社会体育のために開放するために要した経費が主な内容であります。

次に、333ページの備考欄 4 になります。スポーツ振興活動支援費であります、体育協会とスポーツ団体に対する事業運営補助金や全国大会・東北大会の出場者に対する交付金に要した経費が主な内容であります。

同じページ、備考欄 5 スポーツ交流費になりますが、これにつきましては上尾市とのスポーツ交流事業に要した経費が主な内容になります。

次に、334ページからは体育施設費になります。

335ページの備考欄 1 体育館管理運営費から、ずっといきまして、345ページ、備考欄 1 1 のシルバースポーツセンター維持管理費までにつきましては、それぞれの体育施設の維持管理に要した経費が主な内容になっております。

次に、決算書 354ページ、355ページになります。

社会教育施設災害復旧費になります。355ページの備考欄 1 社会教育施設災害復旧費ということで、これにつきましては高木地区公民館西側のり面災害復旧工事の設計業務委託に要した経費が主な内容であります。

同じページの備考欄 2 保健体育施設災害復旧費であります、長屋体育館のり面、和木沢運動場のり面、稲沢運動場のり面、長屋みやま運動場のり面、しらさわグリーンパークのり面、白沢庭球場のり面のそれぞれの災害復旧工事の業務委託に要した経費が主な内容であります。

以上、生涯学習センター関係の説明を終わります。

◇委員長 それでは、議案第23号に対するご意見をお願いいたします。



はい、どうぞ。

◇3番委員 ちょっと教えていただきたいと思います。まず、177ページの子育て支援センターの経費はわかるんですけども、このひろば型とあるんですが、この違いですか。こちらはどのようなことなのか、教えていただきたいと思います。

あと185ページですけれども、民間保育所・保育園の支援とあるのですが、どの程度保育所・保育園に市として、運営面ですか、お金の支援だけなのか、それともある程度運営に関して市として何か出しているのか。ちょっと予算とは関係ないかもしれないんですけども。

あと給食の未納ですか、ページ数で347ページにありましたけれども、こちらはある程度回収になっているのか。347ページの下のほうですか、六万七千幾らと書いてありますけれども、こちら。

最後に、教育委員会の施設の災害復旧ということはもうほとんど進んでいるかと思うんですけども、大体今年中に終了というか、そのめどというか、その辺、ちょっと予算とは関係ないかもしれないですけども、教えていただければと思います。

以上です。

◇委員長 それでは、まず、どうぞ。

◇幼保教育係長 まず、ご質問の1番目なんですが、子育て支援センターのひろば型及びセンター型の違いということだったんですが、ひろば型につきましては子ども福祉課のほうが所管となっておりまして、こちらにつきましては、県の補助事業でひとくくりにはなっていないんですけども、多種にわたる子育て支援のやり方につきましておのおの補助メニューがございます。教育委員会のほうで所管している部分につきましてはセンター型になります。

ひろば型につきましては、本年度でいきますと、ソレイユ、旧成田屋で行っている内容が旧白沢に行きまして白沢公民館を利用してやっております。事業は週に3回程度組みまして開催しております。

センター型につきましては、事業等もやるのですが、自由来館という形にしまして、施設を利用していただいて、親子ともども来ていただいて、子育て支援ということで施設を利用して滞在するような形のイメージとなっております。

◇3番委員 人数はわからないんですね。

◇幼保教育係長 人数につきましては、こちらは成果報告書のほうの110ページをお開きいただければと思います。

ひろば型につきましては、上段に記載させていただいているとおりですが、大変申しわけないですが、こちらのほうにつきましては子ども福祉課のほうを担当になっております。

あと地域子育て支援センターのセンター型につきましては、幼保学校課のほうで対象になっておりまして、110ページ及び111ページのほうに記載させていただいたとおりでございます。活動場所につきましては五百川幼保総合施設の第2園舎、旧五百川幼稚園の第2園舎のほうで行っております。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 2つ目の質問でございますが、185ページの質問で、民間保育所・保育園費ですが、こちらは成果報告書になりますが、123ページのほうをごらんいただきたいと思います。上段になりますけれども、こちらに支援の状況が記載されております。どんぐり保育園のほうには施設割として10万円、それから、各園児についてそれぞれ援助しておりまして、合計が38万円、

それから、光明保育園につきましては施設割としまして10万円、それから、園児のほうにも支援をしております、トータルで41万円ということになってございます。

以上でございます。

◇3番委員 これは補助のみということによろしいのですか。

◇幼保学校課長 はい、補助のみでございます。

◇委員長 いいですか。

◇3番委員 はい。

◇幼保学校課長 それから、347ページでございます。学校給食費未納分負担金ということで6万7,487円ということがございますけれども、こちらは学校のほうに大変お世話になって、毎年個々に収納していただいている状況でございます。大分昔のものも残ってはございますが、今手元に金額はないのですけれども、少しずつ減っているような状況となっているようにお伺いはしております。

以上でございます。

◇教育長 ここに載せられている六万何がしというのは2校分くらいですかね。それは納まっただけなのか、いないのかという質問だったんだけど、どうなんですか。

◇幼保学校課長 これは年度末の段階、その後ということですか。

◇3番委員 そうですね。

◇幼保学校課長 その後の収入は、データとしては持ってなくて、大変申しわけないです。

◇委員長 そのほかありますか。

はい、どうぞ。

◇教育総務課長 教育委員会所管施設の災害復旧の進捗状況でございますが、まず、教育総務課関係の状況から説明を申し上げたいと思います。

東日本大震災に係る災害復旧工事につきましては全て完了しております。

現在取り組んでおりますのは、昨年の8.5豪雨災害で被災をいたしました和田小学校のグラウンド、校庭ののり面の災害復旧工事と、それから、白沢保育所ののり面の災害復旧工事がございます。

和田小学校ののり面復旧につきましては、現在発注準備を進めておまして、間もなく業者が決まるのではないかとこの状況で、年度内には工事が完了するというものです。

それから、白沢保育所ののり面ですが、こちらにつきましても設計が終わりまして、発注準備をこれから進めるところでございますが、なかなか業者さんのほうも今手いっぱいという状況がございまして、ある程度工期を長めに見込んだ中で今後発注をしていく予定になっております。

以上でございます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 それでは、社会教育施設関係ですが、先ほども申しましたように、社会教育施設関係は高木地区公民館西側ののり面ということなんですが、入札をしたところ、やはり業者さんが参加しなかったということで、今、別な工事に業者さんが手いっぱいなものですから、高木地区に関しては時間を見ているということで、年度内にはやる予定でおります。

あと保健体育施設、これにつきましては先ほど言いましたように白沢地区の施設が全てでございますが、こちら一度は入札不調だったのですが、2回やりまして、そちらは現在復旧工事に入っているという状況であります。

以上です。

◇委員長 そのほかありますか。

なければ、第23号については承認しますということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、承認することにいたします。

◇

◎議案第24号 平成26年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第5号）について

◇委員長 それでは、議案第24号 平成26年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第5号）についてをお願いいたします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第24号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇教育総務課長 それでは、教育総務課より順に補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきますと思います。

別冊の議案第24号資料、一般会計補正予算（第5号）、こちらになりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

歳出から説明させていただきます。

ページ数は42、43ページとなります。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費の備考欄3保育所維持管理費でございます。15節の工事請負費につきましては第一保育所の外周フェンスですが、給食食材車両等の出入り口となる部分の一部フェンスが欠損しておりますので、防犯対策上、門扉を設置する経費を計上させていただきました。

続きまして、70ページ、71ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、2目教育総務管理費の備考欄2教育総務管理費でございます。これにつきましては教育施設等整備事業基金積立金の補正増でございます。本宮第二中学校の技術室建設に当たり、当初単独事業として基金、それから、起債による財源を予定したところでございますが、その後、文部科学省への要望の結果、災害復旧事業として認定を受け、国庫補助金及び震災復興特別交付税が交付されたため、基金からの繰出金を精算し、基金へ戻入するものでございます。

同じページになります。5目放射能対策費の備考欄1放射能対策費のうち、教育総務課所管は13節委託料の除染業務委託料でございます。学校施設等の除染につきましては平成25年度までに完了しておりますが、本宮小学校敷地内の一部に放射線量の高いところが確認されております。場所は校舎北側のアスファルト舗装と雨水側溝の境目で、環境省の現地調査の結果、放射能物質が境目のすき間に入り込んでいるとの見解を受けまして、今回スポット除染のための業務委託料を計上させていただきました。

続きまして、72、73ページをごらんいただきたいと思います。

2項小学校費、1目学校管理費、備考欄3の学校施設維持管理費は、工事請負費の補正をお願いするものでございます。

1点目は、白岩小学校のプール修繕工事です。白岩小学校のプールは平成元年に建設されました

F R P製のプールですが、経年と紫外線の影響によりまして層全体に繊維の露出やひび割れが発生しております。このためシート防水カバー工法による修繕工事を行い、来年のプール事業に備えるものでございます。

2点目は、本宮小学校の排水接続改修工事でございます。昨年7月から8月にかけての大雨の際、本宮小学校の第一校庭から大量の雨水が流出いたしまして近隣の民家に流入したということがございました。このため第一校庭の雨水の排水を市道側溝に誘導する水路の整備を行うものでございます。

同じページになります。3項中学校費、1目学校管理費の備考欄4学校施設維持管理費は白沢中学校排水接続改修に要する経費を計上させていただきました。白沢中学校の排水は、現状で民地内にヒューム管を通し、下流のため池に流入する経路となっております。このため白沢中学校周辺の道路改良事業の実施にあわせまして、道路側溝を経由し、ため池に至る排水経路の変更をするため、側溝改良工事に要する工事請負費をお願いするものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

12、13ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、8目放射能対策費県補助金の放射能対策事業交付金補正増につきましては、歳出でご説明をいたしました本宮小学校のスポット除染の財源として8億6,892万1,000円のうち、236万4,000円の歳入を見込むものでございます。

以上が教育総務課が所管いたします内容でございます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、幼保学校課が所管いたします内容について説明させていただきたいと思っております。

まず、歳出でございますが、資料の70から71ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、5目放射能対策費の説明欄1、放射能対策費、1)の学校給食放射性物質検査事業でございますが、11節需用費の賄材料費25万1,000円の補正減につきましては、適正科目であります19節負担金・補助及び交付金への組みかえとなっております。これは自校給食4校分の丸ごと1食分検査の給食費の支出について、学校給食放射能物質検査材料負担金として支出するための組みかえとなっております。

なお、負担金の金額が1,000円多いのは端数処理によるものでございます。

同じく19節負担金・補助及び交付金の本宮方部学校給食センター放射線対策負担金2,000円の補正増につきましては、給食センターの精算に伴う負担割合の変更によるものでございます。

また、学校給食検査体制整備事業補助金、学校給食センターの185万5,000円につきましては、平成25年度の給食センターと、あと自校給食の食材検査費用、それから、測定員の費用について市が一括して補助金申請を行ったものでございます。今回額が確定しましたので、給食センター費の負担部分について補正するものでございます。

それから、2)の体験活動促進事業でございますが、こちらは県の公募型委託事業であります。子どもの健康を守る安全・安心対策事業が決定したことによります補正となっております。

8節の協力者謝礼は、スキー教室とスーパーティーチャー事業実施に伴う協力者謝礼、それから、12節の役務費はそれの実施に伴う損害保険料の14万5,000円とスーパーティーチャーの指導手数料56万4,000円の補正となっております。

14節の使用料及び賃借料ですが、マイクロバス使用料13万2,000円の補正増につきまし

ては、スキー教室実施に伴うバスの借上料で、賃金改定によるものでございます。

続きまして、72ページ、73ページの真ん中になりますが、2項小学校費、2目教育振興費の説明欄1、教育振興費の2) 小学校文化芸術分野各種大会・交流行事参加事業でございますが、14節使用料及び賃借料、大型バス借上料の13万8,000円でございますが、こちらもバス料金の改定に伴う補正となっております。今後行われます鼓笛隊パレードのバス借上料の補正増となっております。

それでは、歳入のほうに移らせていただきたいと思います。

12、13ページをごらんいただきたいと思います。

15款県支出金、2項県補助金、8目放射能対策費県補助金、1節放射能対策費補助金の説明欄20の子どもの健康を守る安全・安心対策支援事業補助金237万3,000円でございますが、支出で説明いたしました県の公募型委託事業であります子どもの健康を守る安全・安心対策事業のスキー教室、それから、スーパーティーチャーの事業実施が決定になったことによります補正となっております。

続きまして、16ページと17ページをごらんいただきたいと思います。

20款諸収入、5項雑入、3目雑入、8節教育費雑入の説明欄22につきましては、給食センター協議会の25年度の負担金の確定によります精算金でございます。358万4,000円の補正となっております。

40につきましては、給食センターの平成25年度分の放射性物質の検査費用に係る負担金、こちらも確定したことによります精算金で162万9,000円の補正となっております。

以上で、幼保学校課が所管いたします内容についての説明を終わります。

◇生涯学習センター長 それでは、10款教育費のうち生涯学習センターが所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

議案書76ページ、77ページをお開きいただきたいと思います。

まず、5項社会教育費、3目文化芸術費、細目1番の文化芸術振興費の19節負担金・補助及び交付金につきましては、10月5日の日曜日に開催を予定しております、第2回になりますもとみやかるた大会の実行委員会に対します補助金といたしまして31万2,000円の補正増をさせていただくものであります。

同じく細目3番の文化スポーツ振興基金積立費の25節積立金の5万円の補正増につきましては、ふるさと納税寄附金積立事業分を文化スポーツ振興基金に積み立てるものであります。

同じく5目公民館費、細目3番の公民館整備費につきましては、高木地区公民館の移転に伴いまして、移転候補地の不動産鑑定及び新たな高木地区公民館の基本設計につきましては、その業務を委託するために13節委託料について245万7,000円の補正増をさせていただくものであります。

同じページの6項保健体育費、1目保健体育総務費、細目4番のスポーツ振興活動支援費の19節負担金・補助及び交付金の全国・東北大会出場交付金につきましては、今後も全国・東北大会に出場する選手が予想されますので、現在5,000円の残しかございませんので、30万円の補正増をさせていただくものであります。

また、体育協会補助金につきましては、今年度から初めて開催されます市町村対抗福島県ソフトボール大会に出場いたします選抜チームを支援するために、体育協会に対する補助金として15万円の補正増をさせていただくものであります。

次に、歳入となりますので、14、15ページをごらんいただきたいと思います。

17款寄附金、1項寄附金、7目ふるさと納税寄附金、細目1番のふるさと納税寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金5万円について補正増をさせていただくものであります。

以上、生涯学習センターが所管いたします事項につきまして説明を終わらせていただきます。

◇委員長 それでは、質疑に入ります。

第24号についての意見をいただきます。

ありますか。

◇4番委員 スポーツ振興活動支援費に関してなんですが、今回も本宮一中のハンドボール女子が全国大会に出場ということで全国大会に行ったわけですが、そういう旅費とかもここから出るということではよろしいのでしょうか。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 私どものこの全国・東北大会出場交付金といいますのは、学校のクラブ活動に関しましては支出がないものですから、高校生とか、小中学生もあるのですが、クラブ活動以外での全国大会出場、先ほど言いましたまゆみ小学校の陸上の子供さん、ああいう形の方には支出をしております。学校のクラブ活動に関しては幼保学校課のほうで支出しておりますので、そういう現状であります。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 学校に関しては幼保学校課のほうで所管いたします。今回、全国大会ということで、当然予算措置しておりませんでしたので、予備費で対応させていただきました。選手全員の分と、あとそれにかかわる先生の分で、補助率は3分の2ということで学校のほうに支出をいたしております。

◇4番委員 わかりました、ありがとうございました。

◇委員長 そのほかありますか。

なければ、打ち切って採決していきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、議案第24号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇委員長 ありがとうございます。異議ありませんので、承認することに決めます。

---

◇

◎議案第25号 本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運用に関する基準を定める条例の制定について

◇委員長 それでは、次に、議案第25号 本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運用に関する基準を定める条例の制定について、お願いします。

はい、どうぞ。

◇書記 〔議案第25号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、議案第25号 本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運用に関する基準を定める条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料のほうは4ページから23ページとなっております。

本議案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立して、質の高い幼児期

の学校教育、それから、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育ての支援の充実を図るために子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴いまして、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づく国の基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえて条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援制度におきましては、子供の教育・保育に係る給付制度が創設され、市の確認を受けた給付対象となった施設及び事業について、特定教育・保育施設は給付型給付、施設型給付、また、特定地域型保育事業については地域型給付を受けることとなります。

この条例は、国基準に伴い、本市における特定教育・保育施設の運営を定めるもので、良質かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことによる、全ての子供は健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、施設型給付等の給付対象とするための施設運営規程や勤務体系の確保、それから、利用定員の遵守、秘密の保持等、詳細にわたって基準を定めております。

なお、この条例につきましても、全て国の基準に準ずるものとなっております。

この条例につきましても、子ども・子育て支援法の施行の日、平成27年4月1日からの施行となっております。

今回、この条例につきましても、平成27年度より運用開始となりますが、今回条例を制定するのは、保育所と幼稚園児の募集については既に今年度中に始まる予定でございます。市の確認を受け、給付対象となった施設等、事業が給付の対象となり、施設の基準に合った申し込みであるかどうかの判断を要することになります。そのため、今回施設の運営に関する基準、それから、利用定員に関する基準、それを国の基準に準じて定めるものでございます。

以上、説明を終わります。

◇委員長 それでは、質問、意見、ありますか。

ちょっと質問させてもらいますが、そうすると条例を改正して、来年4月1日から施行するのだけれども、それを前倒しできるということだ。

◇幼保学校課長 前倒しと言いますか、募集が多分10月とか11月から始まるようになると思います。それにあわせて4月1日までにはその基準に合ったような形で配置をする必要があるために、今回の条例制定ということの早めでございます。

◇委員長 わかりました。

条例はこれからでいいんだね。

◇幼保学校課長 施設といいまして、特定教育施設と、保育施設の中には認定こども園というのがあります。そちらは保育所と幼稚園が一緒になったものでございます。それから、普通の幼稚園、それから、保育所、そのほかに、今までのほかに、今度は特定地域型保育事業というのが新しく創設されることになりまして、それには家庭的保育事業、それから、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業ということで4つプラスされるような形になります。

◇委員長 条例を改定して、その4つに該当するような形にして募集を始めるという、そういうふうなことですか。条例は……

〔「ちょっと、委員長、休憩でよろしいでしょうか」と言う人あり〕

◇委員長 休憩は10分程度でいいですか。

〔「はい。暫時休議という」と言う人あり〕

◇委員長 休議ね、わかりました。では、ただいまから10分程度休議させていただきます。

【午後2時40分休憩】

【午後2時50分再開】

◇委員長 それでは、休議を終わりました、協議に入っていきます。

そして今度はその目的に向かっての条例づくりは事務局でやるということですか。

◇幼保学校課長 この条例のほかに2つほど新しい条例を制定することになるんですけども、1つはそれぞれの保育所、幼稚園に施設の定員を定めなければいけない、それから、保育料を定めなければいけない、あと保育時間を定めなければいけないということで、そちらのほうの認定基準というのを定めるような形になります。

それから、もう一つは、現在行われております放課後児童クラブについても基準を新たに定めなければいけないので、そちらに関する基準等も定める必要があると思います。そちらについては一応12月の定例議会をめぐり教育委員会のほうに提案しながら、また条例のほうは制定させていただくような形になると思います。

◇委員長 では、25号につきましてはそういうふうな方向性の中で、条例文ができ上がってから再度検討をかけていくというふうな進め方でよろしいですか。ここで決めなくてはならないことは特にないですね。一応そういうふうな流れの中であって、そして前段説明だけさせてもらっていて、その方向にのって条例案を作成しますと、そういうふうなことで……

◇幼保学校課長 今回、この条例は制定をすると、国の基準にのっておりますので。

◇委員長 はい。ではいいですね、その進め方については、そういう方向。

それでは、第25号については承認することに決めます。

◇

◎議案第26号 本宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について

◇委員長 それでは、次に議案第26号をお願いいたします。

◇書記 [議案第26号を朗読]

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、議案第26号 本宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明をさせていただきます。

資料につきましては25ページから42ページまでとなっております。

先ほどの条例と全く同じということになりますけれども、この議案につきましても子ども・子育て支援制度の制定に伴うものでございます。これまでの保育所の枠組みに加えて、先ほど申しましたとおり、家庭的保育、それから、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業、この4つの類型が新たに市町村で認可事業として創設するものでございます。それを認可を行うに当たり、改正児童福祉法に基づいて、家庭的保育事業の設備と運営に関する基準を定めるものでございます。これにより、市町村において従うべき基準として、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が制定されておりますので、それを踏まえて条例を制定するものでございます。

この条例で定める基準につきましては、保育施設の設備、それから、職員の配置、保育時間や衛生管理など詳細にわたる基準で、事業者は基準を遵守することにより、市において保育事業者を認可するものとなっております。

なお、この条例につきましても先ほどの条例と同じように全て国の基準に準ずるものとなっております。



なお、この条例は先ほどもお話ししましたが、平成27年4月1日から施行ということになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◇**委員長** これは、新規事業、本宮市にとっては新しい事業の提供をされたという理解でよろしいですか。

◇**幼保学校課長** 家庭的保育、それから、小規模保育、居宅訪問、事業所内保育については新規でございます。

家庭的保育については5名以下の子供を扱うということになってございまして、小規模保育については6名から19名まで扱う保育ということになってございます。それから、居宅訪問型保育事業というのは、お1人の子供、主に障がい児等ということになるかと思いますが、お1人の児童を居宅型で保育するような事業となっているものでございます。

◇**委員長** それでは、質疑をいただきます。

これも条例案をつくって、またもう1回提示していただくということ。

◇**幼保学校課長** こちらは、この条例を制定、これが条例です。

◇**委員長** なるほど。では、これはこのまま本宮市で決定されれば、採用するということで理解していいのですか。

◇**幼保学校課長** はい、そうです。

◇**3番委員** すみません、ちょっと聞き漏らしたかもしれないですけども、募集はいつからでしたか。

◇**委員長** はい、どうぞ。

◇**幼保教育係長** 27年度の募集に関しましては、10月1日から8日でただいま幼稚園のほうは予定してございます。保育所につきましては10月22日以降で予定してございます。

ただ、先ほど課長の説明にもございましたが、今後定めなければならない部分がございます、本来でありますと、この制度設計には1号認定から3号認定の子供に小学校に入る前の子供を振り分けまして、その1号から3号に該当した子供に対して給付金が支払われるというような内容になっております。

1号認定の子供といたしますのは、満3歳以上の子供で、かつ教育的、俗に言う幼稚園に行かれる方で、2号認定につきましては満3歳以上で保育に欠ける要件を持っている方、3号認定に関しましてはゼロ歳から2歳までで保育に欠ける要件を持っている方、この方々は本来であれば認定をした上でないと募集等はかけられないのですが、制度設計がまだ終わってございませんので、そちらのほうを後日条例で定めた上で、最終的な決定をするような形になります。なので、募集と入所の承諾が来年度に関しましては分かれるようなイメージになると思われまして、ただ、時間的に通常の申し込みが私立幼稚園も始まってしまいますので、先行した形で定めないと間に合わない。募集も同じような形なんですけども、間に合わないということなので、先行してこちらの2本だけ出ささせていただきます。あとその認定要件等につきましては後ほどの議会を目指して条例等を定めたいというように考えてございます。

◇**委員長** まだよくわからないんですけども、これは小規模の事業所はやりたいという人がいれば、あちこちに設置されるわけでしょう。いろいろな種類があるけれども、事業所内保育以外のもの、家庭を利用して、要するに知的障がい者が小規模作業所みたいなのをやっているでしょう。そういうふうな形のイメージでいいのかな。

◇**幼保教育係長** こちらにつきましては、おっしゃるとおり、そういった認可基準に該当した場合は、認可する、しないというのは市町村の判断になるんですけども、要件が合致していたから認可できるというのではなくて、先ほど部長のほうからご説明させていただいたとおり、本宮市におきますニーズ調査、このくらいの子供がこのくらいの施設を利用するでしょうという、ニーズ調査に基づきます施設計画を行いまして、5年間のローリングでやるようになるんですけども、ニーズに対する施設の整備計画をつくりなさいというのがまず前提でございます。こちらにつきましては子ども福祉課のほうで今担当しております進めている段階なんですけれども、その5年間の施設整備計画の中で、この施設、新しく建てる小規模保育施設が入っていなければ、入れるかどうかという話になります。要は定員に対して余計な施設をつくるとなると、その分当然市町村の持ち出し及び国の持ち出しが出ますので、それが認可できる施設になるかどうかという話になってくるので、現状ですと最低基準は決めるんですが、その基準を満たしたから、必ずしも認可になるかというのは、その計画のつくり方によって変わってくるという形になります。

◇**委員長** 難しいね。

◇**幼保教育係長** はい。この施設に関しましては今までと違いまして、こういった形になるかといいますと、20人以上に関しましては保育施設の場合ですと同じように県が認可するようになるんですけども、19人以下、小規模の部分を市町村が決めるという形にして、何が変わるかといいますと、要件が緩和されます。主にいきますと、1人当たりの保育士の受け持ち人数とか、その辺資格の部分が市町村が認可する小規模の保育のほうに要件が緩和されます。なので、施設が足りない都市部等におきましては、要件を緩和した上で、入りやすい施設というか、つくりやすい施設をつくるというのが目的になってございますので、地方で仮に公立施設等で施設が充足している部分ですと、逆にこの施設をつくることによって市町村の持ち出し、財政的負担がふえるという形になるので、制度的にこれは最低基準を決めなければならないので決めるのですが、これに基づいた認可ができるかとなると、なかなかちょっと難しいのかなと思っております。

◇**委員長** はい、どうぞ。

◇**4番委員** そうすると、今、本宮市で把握している中で、家庭的保育事業とか小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というのは実際あるんですか。

◇**幼保教育係長** ございません。事業所内保育ですと谷病院さんがやっていたら保育所があるんですが、その部分に関しましては俗に言う認可保育所の扱いにはなっていないので、制度的にそのまま移動するというような形では今のところいくのかなと思います。

◇**委員長** はい、どうぞ。

◇**2番委員** そうすると、結局、今の本宮市の現状からいくと、その子ども福祉課の計画をつくっていらっしゃるものの結果を見ないと正確なことは言えないけれども、大体満たしている、今の状況で十分とは言わないけれども、まあまあ適正であるということになったとすれば、この法律は国が決めたので条例としてはつくらなければならないけれども、認可をしない場合もある。都会ですと、適正な計画に基づいて認可をしてふやしていくという発想ですね。もしここが、今の状況が適正ということであれば、そうすればこのままの状況で、ただ条例はやはりつくらなければいけないし、そこに手を挙げるところがあったら、それは精査しなければいけないけれども、手を挙げて、この基準に合致しているからと言って、それがすぐ対象になるかどうかというのは、やはり計画と実態に鑑みてどういうことになるかという理解で大丈夫でしょうか、そういうことでしょうか。

◇**幼保教育係長** そうです。

◇2番委員 ありがとうございます。

◇委員長 どうも余り手を挙げる人はいないかもしれないね……。

とりあえずそういうふうな流れの中できているからですが、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、第26号については承認をすることに決めます。

◇

◎議案第27号 本宮市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付基準の一部を改正する告示の制定について

◇委員長 次に、第27号についてお願いいたします。

◇書記 〔議案第27号を朗読〕

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、議案第27号 本宮市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付基準の一部を改正する告示の制定について、説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、44ページをごらんいただきたいと思います。

この補助金は、待機児童解消加速化プランに基づく人材確保対策の1つで、保育士の処遇改善に取り組む私立の保育士への資金を交付するものでございます。

今回の交付基準の改正は、県の安心子ども基金管理運営要綱により実施しておりましたものが、今年度より国の基準であります保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づくものとなったために組みかえとなったことによる改正でございます。

表を見ていただきまして、表の改正案、それから、現行のところのアンダーラインのところが今回の改正箇所となってございます。法律の組みかえの改正となってございます。

なお、この告示は公布の日から施行し、改正後の本宮市保育等処遇改善臨時特例事業補助金交付基準は、平成26年度の補助金から適用いたします。

以上で説明を終わります。

◇委員長 質問、ご意見がありましたら。

これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

◇幼保学校課長 保育所の人材がなかなか確保されないということで、賃金面の改善を図ろうというようなものでございます。今までの賃金を上乗せしてお支払いした分について補助するというような制度になってございます。

◇委員長 そうすると、臨時というから聞くんだけど、要するに現行よりも給与なら給与の条件面を高くするということによっていわゆる応募しやすいようにするという、そういうシステムに変わるというか、変化するということですか。そうすると、現行的には本宮市の場合はこれは改正したほうが上げるということ。

◇幼保学校課長 これはあくまでも私立保育所の分でございます。なので、公立については現状のままでございます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇2番委員 これは結局もとの法律が改正になったので、こういう形で市のものも変えなければいけないという理解でいいのかということが1つ。

あと処遇改善って、多分期間的にはいつくらいまでということであるのか、それともしばらくは

ずっとやるんだよということなのか、そのあたりを教えてください。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 最初の質問でございますが、おっしゃるとおり、大もとの法律が変わったので、市のほうの条例も改正ということになります。

期間的なことにつきましては……

◇委員長 はい、どうぞ。

◇幼保教育係長 では、私のほうからご説明させていただきます。

この法律の改正の中身につきましては、今までですと県の安心こども基金というものから出ておりました。これにつきましては基本的には1年度限定で、毎年、次の年になったらどうなるかわかりませんよというような内容でした。

今回、法律が変わった理由としましては、消費税がことしの4月から上がりまして、本来消費税の増税理由の中にこの子ども・子育ての絡みが入っておりました。ただ、正式に施行されるのが来年度の4月なので、その間の1年間、新たな事業、要は前倒しでこれをやりましょうというような形で国事業に変わってございます。

実際ではいつまで続くのかといいますと、こちらについては結論からいいますとわからないというような形ですが、今の人材不足を鑑みると当面続くのではないかというような形で考えております。

こちらにつきましては、国のほうで加算する金額、その保育所の規模及びいる子供の数と、あとその保育所における先生方の平均勤務年数に基づいて出される数字で加算率が決まっております。一人頭幾らという数字が出ていますので、その数字を、単純に今いる職員数で割った数値が国基準額より上回っていれば補助しますよというような形になっていますので、賃金の上乗せ分の金額も既に固定されている状態になっております。さらに、先ほど言ったとおり、年数によってパーセンテージが変わるので、毎年加算される金額が変わっています。

ただ、一時金で支払う形でも、通常の給料で上げる形でも、どちらでも構わないので、いずれにしろ一括で支払う形をとってはいるんですけども、国基準の金額を上回った部分があれば補助しますよというような形です。

期間については、県の担当の話だとこの事業はとりあえず今年度で終了になる予定で、来年度は事業の名前が変わって、中身が同じような形で継続されるのではないかというようなお話でした。

◇委員長 いいですか。

◇2番委員 はい、ありがとうございます。

◇委員長 それでは、打ち切って採決することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、異議ありませんので、議案第27号については承認をすることに決めます。

---

◇

◎報告第1号 福島県再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）制度を活用した文教施設等遊具更新事業について

◇委員長 次に、報告事項に入ります。

報告第1号についてお願いします。

◇教育総務課長 報告第1号 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）制度を活用した文教施設等遊具更新事業についてご説明を申し上げます。

市内の幼稚園及び小学校の遊具更新につきましては、昨年度創設されました通称、子ども元気復活交付金制度を活用し順次整備を進めておりますが、昨日、第6次申請分として本宮小学校及び本宮まゆみ小学校の遊具更新事業を申請いたしましたので、ご報告いたします。

申請の内容につきましては、定例会資料45ページ、報告第1号資料をご参照いただきますようお願いいたします。

総事業費を約2,500万円と見込みまして、既存遊具の更新を行うものでございます。

今回の本宮小学校及び本宮まゆみ小学校の事業申請をもちまして遊具更新対象施設の全てが今年度内に事業を完了できる見込みとなったものでございます。

また、本日資料は用意しておりませんが、先月の定例会でご説明いたしました神座野球場の駐車場敷地に整備を予定しております屋内運動施設につきましても、実施設計費約3,890万円を同じく交付金事業として申請をいたしました。

なお、この交付金の名称でございますが、福島定住等緊急支援交付金、通称、子ども元気復活交付金は、事業メニューの多様化が図られまして、福島再生加速化交付金という名称に一本化されておりますので、あわせてご報告をいたしたいと思っております。

以上でございます。

◇委員長 ご質問ありますか。

打ち切っていいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

### ◎報告第2号 平成26年度本宮市小学校鼓笛隊パレードについて

◇委員長 それでは、報告第2号をお願いいたします。

はい、どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、平成26年度本宮市小学校鼓笛隊パレードについて報告させていただきます。

資料のほうは46ページと47ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、日時でございますが、26年9月25日木曜日、午後1時30分から午後3時までを予定してございます。

場所につきましては集合・出発がみずいろ公園の中の噴水の前が出発式の開催場所でございます。

右側にパレードのコースを書いておりますが、みずいろ公園を出発いたしまして、安達太良川のほうに向かっていただきまして、安達太良川に沿って、イトウ洋服屋さんのところを南のほうに行っていただきまして、点滅の信号を旧道、主要道本宮熱海線のほうに移動していただきまして、駅前の方に向かっていただくような形になります。中條交差点をまた駅前の方に向かっていただきまして、ロータリーを一周しまして演奏のほうは終了とさせていただきます。

解散については、中央公民館ということになりますので、ロータリーから中央公民館までの演奏についてはドラムマーチということを進めさせていただくような形になります。

参加の団体については、全小学校ということになります。

8番の実施内容、(1)の開会式でございますが、1時半から40分の10分間ということになりますけれども、開会のことば、あいさつ、それから、閉会ということになります。

ここで若干訂正させていただきたいのは、司会進行、本宮小学校教頭とありますが、こちらはまゆみ小学校教頭ということで訂正させていただきたいと思っております。

それから、閉会のことばでございますが、こちらは小中学校長会副会長でございますが、会長ということでお願いいたします。こちら会長は本宮小学校長のカナヤ校長先生になってございます。

開会式の参列につきましては下のようになってございますので、よろしくをお願いいたします。

なお、教育委員の皆様には追って案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

◇委員長 ご質問はありますか。

◇教育長 ごめんなさい、私が聞くのも何なんです、ちょっと、これは学校への説明はもうやったのですか、担当者会。

◇幼保学校課長 担当者会議は29日になります。

◇教育長 これからですね。

◇幼保学校課長 はい。大卒については決定でございますので。

◇教育長 決定。

◇幼保学校課長 大卒です。

◇教育長 一つは、最後のところ、ドラムマーチというところが、去年あの界隈にいた方々が演奏してもらったほうがいいという声もあったんですね。ここは狭いので多分ドラムマーチでいくかということだったのかなというのもあるんですけども、そういう声をもし吸い上げられるのであれば、学校の先生たちがオーケーというのであれば、演奏していただくでもいいのかなと。距離はうんと短いので、今までよりずっと。今までというのは3年前以上かな。なので、そこだけ一つ確認。

◇幼保学校課長 29日の担当者会議に先生方のほうに提案させていただきます。

◇教育長 よろしく申し上げます。

---

◇

### ◎報告第3号 ALTプロフィールについて

◇委員長 それでは、次に、第3号について申し上げます。

◇幼保学校課長 ALTのプロフィールについて説明させていただきます。

48ページをごらんいただきたいと思います。

7月30日と8月6日にお2人のALTの方が着任をされました。3人体制ということで2学期から始まるような形になります。

プロフィールを簡単にご紹介させていただきます。

カミモト・トモコ・ケイティでございますが、国籍はアメリカ、出身校がソウカユニバーシティ・オブ・アメリカ大学でございます。勤務地は本宮第二中学校ということでございます。

次に、スティーブル・ジョイ・エリザベスでございます。8月6日に着任式を行っております。国籍はアメリカ、オレゴン大学が出身校でございます。本宮第一中学校が勤務地になってございます。

次に、フライシュマン・ジュフリー・デイビットでございます。こちらの方は継続で2年目ということになります。アメリカ出身で、出身校についてはカリフォルニア・デビス大学でございます。白沢中学校が勤務地になってございます。

以上でございます。

◇委員長 いいですか、

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

◎報告第4号 平成26年度要保護・準要保護児童生徒の確定状況について

◇委員長 それでは、次に移ります。

報告第4号、お願いします。

どうぞ。

◇幼保学校課長 平成26年度要保護・準要保護認定状況一覧ですが、説明させていただきます。

前回の教育委員会でご報告させていただきましたが、今回、まだ調査中だった人数、それから、新たに申請のあったものについての追加でございます。括弧書きのものは新たに認定、もしくは非認定となった数字となっております。

本宮小学校につきましては合計23人認定いたしました。まゆみ小学校が20人、五百川小学校が35人、岩根小学校がゼロとなっておりますが、19でございます。糠沢小学校が17人、和田小学校が13人、白岩小学校が16人、和田小学校についてはお2人非認定をいたしました。白沢小学校ではお1人の方を非認定とさせていただきました。合計につきましては認定が143人、非認定が3人となっております。

中学校でございますが、本宮第一中学校が30人、本宮第二中学校が36人、白沢中学校が26人ということで、中学校の合計が、大変申しわけございません。こちらも訂正で、4となっておりますが、92人に訂正をお願いしたいと思います。

総合計につきましては認定者が235人、それから、非認定が3人ということでございます。

非認定となりました理由でございますが、3人とも同じ理由ということになりますが、市の非課税、それから、国民年金掛金の免除、それから、児童手当の支給等に該当していなかったことと、職業が安定している、それから、収入も安定しており、学校の徴収金等の納付状況にも特に問題が見られなかったということで、3名の方については非認定とさせていただいたところでございます。

あと認定の詳細については50ページのほうを見ていただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。

こちら、また合計の欄が抜けておりましたが、下の段になりますが、(イ)の一番右側の合計欄、こちらは12ということで記載をお願いしたいと思います。下から、括弧でいいますと、下の段の、ア、イ、ウ、エのイのところの合計欄でございます。12ということでお願いいたします。

以上でございます。

◇委員長 質問はありますか。

いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

◎報告第5号 平成16年度幼保芸術鑑賞教室の開催について

◇委員長 それでは、打ち切りまして、報告第5号に入ります。

どうぞ。

◇第一保育所長 幼保芸術鑑賞教室開催について報告いたします。

子供たちの情操教育の一環として、教育委員会の補助により、今年度も芸術鑑賞教室を今月28日に行うこととなりました。幼稚園・保育所の4歳・5歳児対象で、劇団かかし座によります影絵「長靴をはいたねこ」です。

そのねらいとして、子供たちが本物の舞台芸術に触れることで情操豊かな感性を育てるためとし

ました。交通手段は市のバスが各施設を巡回して送迎することとなっています。また、鑑賞料金として1人500円徴収することとしました。

以上です。

◇委員長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◎報告第6号 第2回もとみやかるた大会について

◇委員長 それでは、報告第6号をお願いいたします。

はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 それでは、資料の52ページ、53ページをごらんいただきたいと思います。

先ほども補正のところでお話を申し上げましたが、10月5日の日曜日、午後1時半から、第2回になりますもとみやかるた大会を開催します。サンライズもとみやを会場にしまして、小学1年生以上、3人1組で団体をつくっていただいて参加をしていただくということで、ことしも安積黎明高校のかるた部の生徒さんにご協力をいただきながら進めるということで、今後参加者の募集ということで、このチラシを学校あるいは市民の方に周知いたしまして参加者を募集いたします。委員の方たちもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◇委員長 ご質問ありますか。

どうぞ。

◇4番委員 これは第2回ということなんですが、去年は大体何人くらい参加されたか、わかりますか。

◇生涯学習センター長 大変申しわけないです。ちょっと持っていないのですが、変わった点が、去年は個人戦を開催したということで、ことしは運営上ちょっと困難だということで、むかしむかしの会の方たちが今年度は団体戦のみということでやりたいということで、大きな変更はそこになります。

◇4番委員 もとみやかるたをつくるということで、例えば練習したりする場合、もとみやかるたというのは手に入るのでしたか、どこかで。

◇生涯学習センター長 もとみやかるたは各学校に配布をしてあります。個人的には配ってないと思うんですが、各学校にはそれぞれいっています。

◇4番委員 一般の場合は難しいということですね。一般の人がもとみやかるたを手に入れたいという場合。

◇幼保学校課長 本宮むかしむかしの会の伊藤豊子さんという方が代表をされておまして、その方から購入することは可能です。青田の方なんですけれども。

◇委員長 歴史館でしたか、歴史館にいますよね、伊藤豊子さん。

◇生涯学習センター長 民俗資料館のほうでお仕事をされています。

委員長、すみません、先ほどの昨年度のかるた大会の出場数なんですが、成果報告書の248ページ、後でごらんいただきたいと思うんですが、出場者が78名ということでございます。

◇委員長 いいですか。

◇4番委員 ありがとうございます。

◇委員長 では、ことしも成功するように祈ります。



---

◇

◎報告第7号 上尾市との家庭婦人バレーボール交流事業について

◇委員長 それでは、次に報告第7号についてお願いします。

はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 それでは、報告第7号 上尾市・本宮市家庭婦人バレーボール交流試合についてであります。これについては上尾市とのスポーツ交流事業の一環として、あさって8月23日土曜日に総合体育館を会場にして開催する予定であります。上尾市のほうから20名、こちら本宮市に参りまして、あと本宮市も選抜チームとして20名程度参加いたしまして、2試合程度になるんですが、練習試合を午後行うということで予定をしております。

上尾の方たちは岳温泉のあずま館に宿泊しまして、次の日曜日、蛇の鼻やビール園を見学しながら上尾市に戻るという予定であります。

以上です。

◇委員長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

◎報告第8号 上尾市との社会人野球交流事業について

◇委員長 それでは、報告第8号についてお願いします。

どうぞ。

◇生涯学習センター長 報告第8号につきましても上尾市とのスポーツ交流事業の一環として、社会人野球交流事業ということで、9月7日の日曜日に開催いたします。

これにつきましては上尾市のチーム14人と野球連盟の方2名、16名がこちらに来ます。あと本宮市の代表は15名と野球協会の2名、17名ということで、野球の交流試合を行いまして、これにつきましては上尾市の方たちは日帰りで上尾市に戻るということで予定しております。

以上であります。

◇委員長 質問がありますか。いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

◎次回開催日程について

◇委員長 それでは、一応事務局が提出されました議案についてはこれで終わりますが、次回の教育委員会の日程について確認しておきたいと思えます。

〔次回開催日程について協議〕

◇委員長 9月26日を9月の定例会に決定します。1時30分開催です。

---

◇

◎閉会の宣告

◇委員長 それでは、以上をもちまして8月期の教育委員会を終了します。

【午後 3時40分閉会】